

K's 訪問看護ステーション 運 営 規 程

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護

医療法人社団恵仁会

K's 訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団恵仁会(以下「事業者」という。)が運営するK's 訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、その意思及び人格を尊重し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)を提供することを目的とする。

(指定訪問看護等の運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持向上を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 K's 訪問看護ステーション
- (2) 所在地 静岡県熱海市清水町 3-23 ラグゼシア1F

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者(以下「職員」という。)の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、介護保険法及び関連法令に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

- (1) 管理者:1人(資格:看護師、勤務形態:常勤・兼務)

事業所における職員の管理、指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定訪問看護等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。また、主治医の指示に基づき指定訪問看護等が実施されるよう必要な管理を行うものとする。

- (2) 保健師、看護師等:常勤換算で 2.5 人以上

主治医の指示書に基づき指定訪問看護等の提供を行い、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画(以下「訪問看護計画等」という。)、訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書を作成するものとする。准看護師は訪問のみとする。

(3)理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。
身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施するものとし、そのリハビリテーションは主治医の指示書及び訪問看護計画等によるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から日曜日までとする。但し国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12月29日から1月4日)と、研修などによる臨時休業日を除く。
- (2) 営業時間は月曜日から金曜日 午前9時から午後6時、土曜日・日曜日 午前9時から午後12時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制を整備する。

(指定訪問看護等の利用時間及び利用回数)

第6条 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)

に基づく指定訪問看護等の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。
但し、医療保険適用となる場合を除く。

※介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合とは、末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾患の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者等である。

(指定訪問看護等の内容等)

第7条 指定訪問看護等は、以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

- (1) 指定訪問看護等は、利用者の心身の状態を踏まえて、適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医の指示の文書に基づき、訪問看護計画等に沿って実施するものとする。
- (2) 指定訪問看護等の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うことともに、訪問看護計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。
- (3) 指定訪問看護等の提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

2 指定訪問看護等の内容は、以下の各号に定めるものとする。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ① 病状、障害、全身状態の観察 | ⑦ 服薬管理など認知症患者の看護 |
| ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 | ⑧ 療養生活や介護方法の指導・助言等 |
| ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 | ⑨ カテーテル等の交換・管理 |
| ④ 褥瘡の予防・処置 | ⑩ その他医師の指示による医療処置 |
| ⑤ ADL の維持向上のためのリハビリ | ⑪ 家族の健康管理・指導・相談 |
| ⑥ ターミナルケア | ⑫ 社会資源についての情報提供 |

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業者は、基本利用料として介護保険法又は健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを受けるものとする。

(1) 介護保険で居宅サービス計画等に基づく指定訪問看護等を利用する場合は、利用者の負担割合証に記載された負担割合に応じた額を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

(2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 指定訪問看護等と連携して行われる死後の処置 15,000 円

(2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10 km未満 150 円

② 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10 km以上 20 km未満 250 円

③ 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 20 km以上 350 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は熱海市(初島を含む)・函南町・神奈川県湯河原町とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第10条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問看護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容(認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等)を確認するものとする。

3 指定訪問看護等の提供を行う職員は身分を証明する証明書を携帯し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、これを提示する。

(緊急時の対応等)

第11条 職員は、指定訪問看護等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。

2 報告を受けた管理者は、職員と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - (4) 身体拘束について、利用者又は他の利用者などの生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、それを行ってはならない。身体拘束などを行う場合は、その理由、状況に関して記録する。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(従業者の就業環境の確保について)

第14条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため以下の措置を講ずる。

- (1) 事業所はハラスメントに関する組織の規程について周知・啓発を行う。
 - (2) 相談等に応じ適切に対応するために必要な体制を整備する。
 - (3) 事業所が必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル(厚生労働省)」等を参考にして取り組む。
- 2 事業所は利用者等からの常識の範囲を超えた要求や言動に対して、従業者の人権を守るため組織的に対応する。

(業務継続計画の策定)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理等)

第17条 事業者は、提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

第18条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内に実施
- (2) 継続研修 年1回以上実施

- 2 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録は3年間、診療録は5年間保存とする)
 - (1) 主治医の訪問看護指示書
 - (2) (介護予防)訪問看護計画書
 - (3) (介護予防)訪問看護報告書
 - (4) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (5) 市町村への通知に係る記録
 - (6) 苦情の内容等の記録
 - (7) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 3 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から2年間保存しなければならない。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は平成30年4月1日から施行する。

令和6年4月1日改定